

1. 議 事 日 程 (4 日 目)

(平成22年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成22年12月17日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	議案第71号	平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号) ……	125
日程第2	発議第1号	那智勝浦町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(議員定数に関する特別委員会審査報告) ……	131
日程第3	陳情受理番号22年7	南紀ひまわり作業所の新築事業に伴う財政支援についての陳情(厚生常任委員会審査報告) ……	147
日程第4	陳情受理番号22年11	T P P 交渉に関する意見書の提出についての陳情(経常任委員会審査報告) ……	149
日程第5	陳情受理番号22年8	冷凍冷蔵施設新設にかかる陳情(那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会陳情継続審査要求) ……	151
日程第6	常任委員会報告	……	152
日程第7	総務常任委員会所管事務調査継続調査要求	……	160
日程第8	厚生常任委員会所管事務調査継続調査要求	……	161
日程第9	経常任委員会所管事務調査継続調査要求	……	161
日程第10	建設常任委員会所管事務調査継続調査要求	……	161
日程第11	意見書第1号	T P P 交渉参加反対に関する意見書(案)について ……	162
日程第12	議員派遣について	……	163

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	左 近 誠	2 番	蜷 川 勝 彦
3 番	中 岩 和 子	4 番	森 本 曦 夫
5 番	田 中 幸 子	6 番	湊 谷 幸 三
7 番	小 谷 一 郎	8 番	太 田 干 士
9 番	橋 本 謙 二	10 番	引 地 稔 治
11 番	曾 根 和 仁	12 番	東 信 介
13 番	田 中 植	14 番	山 縣 弘 明

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

6 番 湊 谷 幸 三 離席 13時32分~15時01分

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	笠 松 昭 紀	消 防 長	東 正 通
参 事 (総務課長)	潮 崎 有 功	総務課新病院 建設推進室長	西 田 秀 也

会計管理者 岡崎 順子  
税務課長 濱口 博之  
福祉課長 福居 和之  
建設課長 塩地 勇夫  
教育次長 小玉 常夫

病院事務長 八木 敦哉  
住民課長 寺本 資久  
観光産業課長 瀧本 雄之  
水道課長 田原 忠幸

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 藪本 活英  
事務局副主査 加味根 涼  
事務局副主査 脇地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

9時02分 開議

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本昇夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第71号 平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）

○議長（森本昇夫君） 日程第1、議案第71号平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） おはようございます。

それでは、議案第71号平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ885万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,785万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款14国庫支出金まで、歳入合計欄で補正前の額69億900万円、補正額885万円、計69億1,785万円となります。

3ページをお願いいたします。

歳出ですが、款2の総務費から款5農林水産業費まで、歳出合計欄の補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括の歳入及び5ページの歳出について、それぞれ885万円の増額を行ってございます。

5ページ、補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金で500万円、一般財源が385万円となっております。

6ページをお願いいたします。

2歳入ですが、款10地方交付税の目1地方交付税は385万円を増額し、計は25億4,669万3,000円となります。

款14国庫支出金、目5総務費国庫補助金、節3地域活性化交付金、これはきめ細やかな交付金でございます。500万円につきましては、説明欄記載の道の駅「なち」整備事業経費の財源として充当するものでございます。

7ページでございます。

3歳出ですが、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節15工事請負費570万円につきましては、道の駅「なち」整備事業といたしまして世界遺産情報センターの看板、それと農産物直売所の追加工事、敷地内電柱の移設、陳列台の設置等の工事を行うものであります。このたびきめ細やかな臨時交付金の内示がございまして、年度内執行できる事業にこれを活用させていただきたく充当しております。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 観光産業課の御説明申し上げます。

7ページの歳出でございます。

款5農林水産業費、項3水産業費、目2水産振興費、補正額315万円、節15工事請負費。

中身につきましては、説明欄記載の勝浦漁港シャワー施設整備を行うものであります。この件につきましては、この議会におきましてもさまざまな議論、意見をいただいております。私どものほうも前向きに検討し、そして現在ありますシーハウスの利活用も考えておったわけですが、シーハウス、指定管理をお願いしておりましたところ、4月以降継続を希望しないということが出てまいりました。その話の中で、屋根の雨漏れ等があったんですが、わかっておったんですが、漏電等もあるということで、契約が切れてからちょっとそれも調べてみなければならぬということもございまして、この際、思い切って、皆さんと私、必要は感じておりましたが、踏み切れなかった部分のシャワーを3基、ユニットで、ユニット式のシャワーを3基設置して24時間、漁業者の使用に対応するように計画しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

〔「場所どこや、場所わからん」と呼ぶ者あり〕

申しわけございません。場所的には、今役場から見まして耐震岸壁に上がっていくあの斜路がありますが、その向こうに勝浦漁協の古い建物がございまして。その一角でコインランドリーとか、自動販売機とか漁船用に設置しておるところの部屋の一角を使いまして脱衣室、シャワー室をつくったユニットを3つ、ガスの湯沸かし器で計画しております。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 済いません、1点。管理はどうなるのか、その辺お願いします。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） でき上がった後の管理につきまして、今現在漁協と回船間屋組合に2つで維持管理をお願いしたいということで進めております。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） それではお聞きします。

道の駅「なち」の整備事業で看板ということですが、看板はどのような看板で、どこら辺に

立てられるものか、そして陳列台、この陳列台というのはただの陳列台棚ですか、それともある程度冷房のきいたような、そういうやつなのか、もう少し。ほんで、看板が大体金額的に幾ら。電柱はまあ構わんですけど、陳列台にどれぐらいの金額なのか。

ほんで、この勝浦漁協のシャワー室なんですけど、これは、この建物の一室を改造してつくられると思うんですが、この建物自体、老朽化、その程度ですね。ほんで、シャワー室を設置したが、すぐまた建て壊すような古い老朽の建物だと非常にもったいないということも考えられますので、そのほう、説明をお願いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

世界遺産情報センターの看板でございますが、320万円。今回新しくなります世界遺産情報センターの場所を示す看板を含めて、現在ございます、丹敷の湯の看板がございます、そこに丹敷の湯も含めました世界遺産情報センターの場所を示すものを追加したものとなっております。

それから、陳列棚の関係でございます。電柱移設で100万円、それから陳列棚設置、これは今改修しております旧コンビニ跡のでき上がった中に設置します陳列棚の設置100万円を予定してございます。

〔10番引地稔治君「保冷とかそういうやつ、そういう設備のついた陳列台やなしに、ただの陳列台やの。違うやろな、あぁいいです。結構です」と呼ぶ〕

よろしいですか。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 漁港内のシャワー設備で、ただいま御質問ございました件につきましてお答えいたします。

勝浦漁港の建物の、新しい建物でございませんで、議員の御指摘のとおり老朽化した建物、その中の一室へユニットとしてほうり込みますので、割と近い間にもし建てかえ等ですと、そのユニットを持っていくことが可能になります。ユニットを置くという感覚で進めております。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） そのユニットなんですけど、ユニットは解体して、もし別のところへ移設するのに可能ということですね。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 思いっきり固定する、今土間打ちのところに、そこにはガス、電気、排水が近いということで、そこへユニットを設置して、ある程度コンクリどめしますが、御家庭のお風呂のようにがちがちに固めるものではございませんので、ある程度移動は可能と、今のところ踏んでおります。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） このただいま御説明ありました水産振興費の件でございますが、最近漁協の財務状況がよくないということですね。ほかの漁協であれば全部漁協につくらず、漁協の施設はその単位の漁協がつくって、それを行政なりが助成金あるいは補助金というような形で応援すると、そういうことを今までなされてきたわけでございますが、この勝浦漁協の設備に対しては、財務状況がよくないということもありまして、行政がつくってやっているという点で語弊があるかもしれませんが、行政が、県なり町なりがいろんなものを、施設をつくると、主体的に。そういうことをなされてくる、今後もそういうことになるかと思いますが、際限なくね、漁協のもの、漁協の施設を那智勝浦町の町の税金でもってやるということについて、町長、今後そういうことを際限なくなされるんかどうか、その点、ひとつお聞きしたい。このことも含めてですね。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議員、ただいまの御質問のとおり、一般的に今まで各漁協に補助等を出して漁港施設整備、あるいは環境整備等を行ってきておりました。

今回このシャワーにつきましては、各界からの要望、漁協単一ではなく、マグロ船にかかわる事業者等々からも、やはりサービス、町としてサービスを考えてくれないかということがございまして、確かに水揚げは漁協にも賦金落ちますが、それによって魚商なり回船問屋なり、そういうところも、来ていただかなければ商売にならないということがございますので、サービスの点で他の漁港に劣っているのであれば、そこのところを補いたいということで、こういう予算を出させていただきました。御理解いただきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今課長の答弁のとおりでありますけれども、際限なくというわけじゃなくて、今の状況からすると、漁会の設備の問題で他港船が、うちが99%ぐらいはもう他港船だという中で、長い間そういう夜間、深夜における体を休めてふろに入れるというようなところがございませぬので、シャワーという設置を前々から言っていたところでございます。

そういった意味で、漁会にはその体力もありません。関係、今冷え切ってる、経済が冷え切ってる中では、当面振興費でそういうことを補うていかなければいけないかなあと。ただ、これは際限なくやるわけではなく、今まで吟味してきていた、議論してきた中で、最低限、これは各外来船の船主のほうもいろいろとそういうものがあればということなんで、今回、課長が申したように設置に踏み切ったわけでございます。際限なくそれをやるわけではございませぬ。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この件に関して、まあまあ外来船誘致をお願い、誘致のいろいろな活動をする中でそういうことも要望の中にあっただと思いますけど、ただ、本当に漁船員の方がこのことについてそんなに要望があっただかと。私はそうは思わないんですけどね。

というのは、夜中に入りますわね。そしたら、シーハウスのほう、ちょっとこう時間延長し

てもらって、そこでお風呂に入ってもらおうと。冬だったらシャワーなんか、かかったら寒いです、余計。ふろかなんかに入らんと、夜中。

シーハウスのほうもそういうお話でしたんですね。指定管理者を今度4月からもう辞退してきたということですけど、それはどこに問題があって、そういうことになったんですか。引き続きやってもらって、ここでお風呂に入ってもらおうということもできるでしょうが、ここへそんなユニット型のシャワー室つくらんでもね、その古い施設へ。その点、どうですか。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議員のただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

指定管理者等々、時間延長のお話もさせていただきました。そしてまた、指定管理者の辞退の話の中にも採算がとれないということもございまして、その時間延長分の町からの何がしかの上乗せというか、今全然上乗せを行っておらないんですが、そういうことも踏まえた上でお話しさせていただきましたが、指定管理者の辞退については、もう施設が老朽化して漏電もある、雨漏りもひどいということで、採算がもうこの5年間で1度しかプラスにならなかったということで御辞退がありました。そういうことで時間延長が難しいのかなということもございます。

そして、先ほども申しましたように漏電等があるんでは、電気の調査を契約が切れてからやらなければならない、そういうことも、そうなると、空白期間ができてしまいますので、それではもう悩んでいる時期ではなくって、もうシャワー室、ユニットで3つつくろうという決断をさせていただいたわけでございます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それから、その管理の形態もですね、どこが管理するというのもきちっと話もつけてないまま、こういう事業が進んでいくと。やはりこういう事業をする上では、町の施設じゃないんですからね、結局は町がつくっても漁会の施設になるんでしょう、結局は指定管理者みたいなもん。やはりその管理も含めて漁会からお願いなり陳情があったんですか、要望があったんですか、このことについて。それとも、水産振興会から要望があったんですか。

やっぱり要望のあったところが管理をするというのは、これは当たり前の話やからね。やっぱり管理をどこがするかということも見きわめた上で、確定した上でこういう予算をつけてもらわんと、それは管理はできませんよということになれば町が管理するんですか。そこ、お答えください。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 管理のほう、確定していなかったのが先ほど御説明の中でさせていただいたと思いますが、今現在シーハウス使用につきましても、シーハウスのほうで3分の1負担いただいて、回船問屋組合で3分の1御負担いただき、勝浦漁協で3分の1御負担いただいて、漁業者に対しては無料でしていただいております。その経緯を踏まえた上で、新しい施設については、この経費の負担、維持管理費になりますが、それはその両者でお願いしたいとい

うことを申し上げて、ある程度、まだはっきりよっしゃというのをいただいてませんが、その話で進んでおりました、かぎ等の管理につきましては勝浦漁協の宿直がやるということで話が進んでおります。

要望につきましては回船問屋、それから乗組員から言われたという方々からの要望も私どもは承っております。また議会でも何人かの議員さんのほうも御質問いただいて、必要性を訴えられておったと認識しております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに……。

13番田中君。

○13番（田中 植君） ただいまのそのシャワーの件でございますが、今6番議員との当局とのやりとりの中で、どこから要望があったんという話もございました。

私もたしか保戸の船主の方だったと思うんですが、この方も何とかシャワーやってほしいということで聞かされたもので、ここで行政に対して施設をやったらどうなという質問をさせていただいたと思うんです。

私先ほどこの件についてほかに質疑ございませんかと言うたときに、大きな声で「なし」と言わせていただいたんですが、過去にも漁業協同組合の、勝浦漁業協同組合のですね、はかりが悪くなったということで何とか行政に助けていただけないかという話があって、デジタルの計量器を購入するのに、たしか600万円ぐらいだったと思うんですが、補助をさせてもらったというふうな事例もあったかと思うんです。

ただ、今の質疑の中で、私、10番議員も尋ねておられましたが、老朽化した施設の中へあれをやるということについてはどうかなと思ってあったんですが、ユニット式で移動できるということであるんで、それはまあそれでええんかなあと感じたんですが、もう一つ、6番議員の中で、いわゆる管理者がはっきりしていないという点については、これ施設予算の執行に当たって、この問題については、やはりどこが管理するんやとか、つい従来こうやったんでこうやということやなしに、そういうことはきちっとやはり決めた中で予算を執行していくという方向でなければ、でき上がったわ、わしとこ嫌、わしとこもぐあい悪いということでは非常に困るんで、このあたりは十分しっかり確定した中でこの施設の予算については執行していただきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 御指摘のとおり、予算執行までにはそういう懸念事項がないようにしてから執行させていただきます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 発議第1号 那智勝浦町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（議員定数に関する特別委員会審査報告）

○議長（森本昇夫君） 日程第2、発議第1号那智勝浦町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（議員定数に関する特別委員会審査報告）を議題とします。

議員定数に関する特別委員会の審査報告であります。

議員定数に関する特別委員長からお手元に配付のとおり、審査報告書が議長あてに届いておりますので、局長から朗読させます。

なお、本件については、少数意見の留保がされておりますので少数意見報告書もあわせて朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 朗読いたします。

お手元にお配りしております委員会審査報告書のほうをごらんください。

〔発議第1号審査報告書朗読〕

続きまして、少数意見報告書のほうをごらんください。

〔発議第1号審査少数意見報告書朗読〕

○議長（森本昇夫君） 委員長の報告を求めます。

14番山縣君。

○議員定数に関する特別委員長（山縣弘明君） それでは、議員定数に関する特別委員会について御報告いたします。

去る平成22年3月23日に開かれた第1回定例会において、湊谷議員より那智勝浦町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が発議提案されました。

私はこの際、この件については特別委員会を設置し、さらに議論を深めるべきとして動議を提出し、賛成多数によって議員定数に関する特別委員会の設置が可決、各常任委員会から2名、合計8名で構成されることとなりました。各常任委員会からは、左近議員、中岩議員、田

中幸子議員、太田議員、橋本議員、曾根議員、田中植議員、そして私山縣が選出され、3月23日に開かれた第1回の委員会において委員長に山縣弘明、副委員長に曾根和仁議員が選任されました。

以降、本特別委員会は4月6日、5月7日、6月11日、6月30日、7月20日、9月16日、10月7日、10月22日、11月30日、12月10日と、開会回数は合計11回にも及びました。このうち10月7日には県内先進地視察として上富田町へ視察も実施する等、この8カ月間、各委員におかれましては大変熱心に審査され、本日の委員会報告に向け、すべての委員が議論を尽くしていただきました。議長、各委員そして事務局の皆さんのおかげをもちまして、私は委員長という責任ある立場から、思い込みや偏見などを回避し、憶測ではなく正確な情報収集のもと、公平で中立の立場を保ちつつ委員会を進め、本日ここに議員定数に関する特別委員会としての報告ができますことを委員長として深く感謝申し上げます。

それでは、審査に際し事務局より用意された委員会資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1は、県下30市町村の住民基本台帳人口、面積、有権者数、議員定数の現状並びに議員1人当たりの人口と有権者数と面積に関する平成22年4月1日現在のデータについてまとめられております。那智勝浦町は下から5町目、26に記載されております。

資料2は、平成16年以降の県下30市町村の議員定数の推移についてまとめられたものです。同じく本町は26でございます。

資料3は、近畿圏内で当町に類似する町の住民基本台帳人口、面積、有権者数、議員定数の推移と現状並びに議員1人当たりの人口と有権者数と面積に関する平成22年4月1日現在のデータについてまとめられております。本町は一番上に記載しております。このうち、人口、面積が最も類似する町は定数が12人の兵庫県上郡町です。

なお、本特別委員会に付託された議件は、議員定数を定める条例の一部を改正する条例であるため、報酬に関する審査は対象となりません。

これらの資料を参考とし、5月7日に開会された委員会で、各委員からは以下のような意見がありました。

まず、削減反対意見としては、住民から議員の数が多から減らすべきと言われたこともないのになぜ減らさなければいけないのか。活発な議論のためには、ある程度の人数が要するという住民のほうが多い。14人でも大変、決して多くはないなどがありました。

また、削減賛成意見としては、議員定数の確保が安全弁という考え方はおかしい。重要なことは数の多さではなく、議員一人一人の資質の高さではないか。議員数が14人から12人になったから活発な議論ができなくなるという、そんな消極的な考え方はおかしい。これまでも議員数が削減されたから活発に議論できなくなってしまったなどということはない。私の周囲では削減すべきという住民意見のほうが多いなどがありました。

これらの意見を踏まえて、6月30日の委員会において、委員会の参考となるアンケート調査の実施を決定。各区長や消防団の団長や各地区の分団長、小・中学校の育友会長、保育所・保育園の保護者会長など27の各種団体の長114名に対して、8月5日に送付いたしました。そ

の依頼書と参考資料につきましては資料4、アンケート用紙は資料5です。

なお、アンケートの取り扱いについては、結果に振り回されず対応すべき、これは民意なのだから結果は尊重すべきなどの意見がありました。

アンケートの実施に際し、曾根副委員長と事務局より2名と私の合計4名が、7月5日と12日にアンケートの内容や送付の対象、スケジュールなどについて打ち合わせをし、その上で7月20日に開かれた委員会において、アンケート調査に係る件を最終的に決定いたしました。

この間、送付の対象は無作為に1,000人程度とすべきという意見がありましたが、これについては、回答の精度や回収率、予算のことなどを考慮し、対象は町内各地区や団体において責任ある立場のある方とすべき、傾向として件数がふえても結果は類似するなどの理由から、先ほど申し上げた方々が対象となりました。

アンケート結果を集約した上で、9月16日に委員会を開会しました。

アンケートの結果は、資料6のとおり。送付件数114通のうち回答数は85通、回収率は74.6%と、大変高い回収率を得ることができました。御協力いただいた皆様に感謝申し上げる次第です。

その内容につきましては、定数は14名のまがよいが30件で35.3%、14名より減らす方がよいが45件で52.9%、その他が8件で9.4%でした。なお、その他のうち削減趣旨は1件、増加趣旨が4件ありました。また、無回答は2.4%の2件でした。

このアンケートの結果を見て、各委員から出された主な意見は、削減のほうが多いこの結果はショックだが、よいアンケートをとることができた。地域のリーダー的な方々が対象だったので議会に対して冷静で厳しい意見を聞くことができた。議員の数よりも資質を高める声が多かった。しかし大きな差がついたものではない、慎重にすべき。住民に問うた結果、削減すべきが半数以上と大きな差をつけて出た。この結果を重要参考資料としてとらえるべきだなどでした。そして、全委員より、さらに慎重を期すべく、既に削減した町を視察して、そこで意見を聞くべきと、視察によって当委員会としての審査をさらに深めることで一致いたしました。

また、私は委員長として今回のアンケート結果を参考にして委員の考えを導いてほしい、また12月議会で委員会報告をするので、アンケートのデータは委員会の内部資料として外部には出さないよう取り扱いには注意してほしいと申し伝えました。

10月7日、上富田町へ視察に行っていました。上富田町では、田辺広域合併協議会から離脱と同時期に、議長の発議で議員定数調査特別委員会を設置、以降5回の委員会と全議員を対象とした定数アンケート調査を経て、平成17年に定数を6人削減し、18人から12人となりました。

上富田町での当委員会からの質疑応答の内容は、主に以下のとおりです。

削減によって住民の声が届きにくくなったなど、不都合な点はなかったでしょうかという質問については、削減によって住民の声が届きにくくなったということはなく、住民からの批判もないし、削減によって不都合な点はない。議員としてのデメリットもない。それよりも、かえって各議員には一人一人がもっと頑張らないといけないという意識が一層高まり、一生懸命

になった。議員にのみアンケートを実施されたとのことだが、住民から何人にしてほしいなどの要望などはなかったのかという質問については、住民からは特に何もなかった。議員発議や一般質問の件数などが少なくなるなどの変化はなかったかという質問については、削減前と変わっておらず、何の影響もない。ことしの改選は無投票であったという、このような内容でした。

10月22日、これまでに実施された委員会やアンケート調査、視察などを踏まえて、各委員による議論を経て12月議会で委員会報告をする意見を集約しました。各委員からの主な意見は以下のとおりです。

まず、削減反対意見としては、既に当町議会は十分に経費を減らしている。14人のほうが地域に満遍なく対応できるのではないか。14人以下では委員会でも十分な審査をするには少な過ぎる。上富田町が無投票になった原因は、ハードルが上がって新人が出にくくなったからではないだろうか。

また、削減賛成意見としては、議会は経費を十分に減らしているのでこのままではなく、絶えず行財政改革を進めるべき。各地区の区長も55人あり、当然議員がいないからほうっておかれることなどはない。かつて委員会の構成が6人以下の時代もあった。委員会が7人が6人になっても、さして影響が出ないのではないかなどがありました。

以上、本特別委員会に付託された那智勝浦町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、合計11回の委員会や視察、そしてアンケート調査で慎重審議の後、可決すべきものとして決しました。

なお、先ほど局長より朗読のあったとおり、少数意見の留保がなされております。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（森本昇夫君） 次に、11番曾根君から会議規則第76条第2項の規定により少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。

11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） 議員定数に関する特別委員会における少数意見の留保について御報告申し上げます。

私は田中幸子議員の賛同を得まして、議員定数につきまして現状どおりの14名とすることが望ましいとして少数意見の留保を行いました。その理由につきまして述べさせていただきます。

理由の一つは、議員は住民の代表者であるとの立場を重要視した場合、広く町民から意見を酌み取るには一定数の議員数が必要であり、余りに人数を減らしてしまうことは、その責務を果たすことができなくなるという危惧を感じるからであります。

御存じのとおり、本町は6カ町村の合併により成り立ち、その面積は大変広く、地域性も多様であります。さらにその中でさまざまな年代や職業等による多様な意見を代弁するためには、議員の人数は多いほうがよいということであります。

理由の2つ目といたしましては、議員が行政の政策をチェックするとともに、よりよい政策

になるよう前向きな提言をすることにおきましても、現在的那智勝浦町の置かれている状況においては、やっぱり一定数以上の議員が必要と考えられることであります。

その本町の置かれている状況とは、周辺市町村との合併を断念し、決して豊かではない財政状況のもとで、今後多くの社会資本整備を進めていくに当たりまして議会が非常に責任ある判断を求められることから、これを少人数の議員ではなく、数多い議員で行うことが、より慎重かつ適切な判断がなされると思うからでございます。

そして、最後に3つ目の理由といたしまして、民意、つまり町民の議会に対する意見であります。先ほど委員長の御報告と重なる部分がありますが、述べさせていただきますと、特別委員会で今回行いましたアンケートでは、12名に減らすことに賛成するアンケートの意見は全体の約53%と、過半数をわずかに上回っていることは確かでございますが、14名のままでよいという意見の35%に、その他の意見の中に14名よりふやす方がよいという意見も4名ございまして、それを加えますと約40%という数値になります。これは前回と前々回に同様のアンケートが行われていますが、そのときは非常に大きな大差がついております。ちなみに申し上げますと、平成18年に行われたアンケートでは、現状のままでよいという意見が約30%に対して、減らすべきという意見が57%でありました。平成9年のアンケートですと、現状のままでよいというのはわずかに19%で、減らすべきという意見が80%にも達しております。それから比較いたしますと、今回の差は小差であると解釈すること、我々は解釈をいたしました。

また、町内各所に設置されております目安箱の中にも数多くの議員定数削減に反対する意見が寄せられていることも、今回委員会の場で参考資料として提出された資料の中でも明らかとなっております。

以上の理由を総合して判断した結果、私は議員定数を現状の14名にすることが望ましいとの結論に達した次第でございます。

報告は以上でございます。

○議長（森本昇夫君） まず、委員長に対して質疑を行います。

2番蛭川君。

○2番（蛭川勝彦君） 一つ、アンケート調査がなぜ無作為でなかったか。件数がふえても結果は同じということですけども、昨年の合併のときの議会の投票結果はおおよそ7対7、けども住民投票をやった結果は8対2の大差がついております。だから件数がふえると結果は異なる場合があります。

次に、目安箱、これにどのような町民からの意見が寄せられているのか、お教えてください。

次に、議員の定数、議員の定数は何で1名じゃだめなのか、何で2名じゃだめなのか、何で3名ではだめなのか。12名という根拠がわかりません。この根拠を教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○議員定数に関する特別委員長（山縣弘明君） お答えいたします。

まず、1点目のアンケート調査の対象が無作為に行われなかった根拠についてございま

す。

結果から申し上げますと、先ほど委員長報告で申し上げましたとおり、アンケートの結果はよかったという委員会の見解が総意でありました。無作為にアンケートを実施することによるものと、ある一定の情報を収集を常にされている団体や地域の代表の方々のご意見と、もちろん両方とも意見はあろうかと思えます。結果から見ると、慎重な意見を聞くことができたという委員会の総意でありました。

また、ほぼ傾向としては、無作為にする場合と、それから各団体等の長に対してアンケートを実施するということと、結果は類似するものという傾向があると、そういう御意見も踏まえてのことでありました。

目安箱の件であります。目安箱の内容につきましては、相当議員の活動に対して厳しい意見がございました。中には、対象を固定し、あるいは非常に厳しい御意見がございました。最近の内容につきましては、その目安箱の内容につきましては、最初の委員会で配付をしていただいております。

12人にした根拠、これについてであります。過去から2名ずつ減、減としてまいりました。特に今回その12を10にしようとか、8にしようという御意見はございませんでした。委員会としては12が適切であろうという御意見と、現状のままがよいであろうという御意見、この2つになっておりました。という委員会の中での経緯を踏まえて12という選択肢を上げておる次第であります。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） 先ほど私が言いましたように、アンケートの調査の対象に不均衡というか、不公平があるんじゃないか。団体の代表的な方ばかりに聞きまして、庶民、町民の意向が反映されてないのではないかという危惧を私は持ちます。

先ほど申しましたように、合併のときの住民投票、これは大きな差が出たんで、あのときのアンケートでも賛成のほうが多かったような、たしか気がするんですけども、そういう多くの住民から聞いた場合の結果と、結果が異なる場合があるように思われますので、もう一つそのアンケート結果の信頼性というのが確保できてないのではないかというふうに私は思います。

12名の根拠はもう一つわかりません。これは私は6名でもよかったんじゃないかと思えます。6名であれば議長さん1人で……。

〔9番橋本謙二君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 今その定数について言いますけどね、我々は本会議から14を12にするというのを付託になったんですよ。だから委員会の中ではそのことだけです。12とか、そんな16とか6とか、そんなことじゃないですよ。

〔2番蜷川勝彦君「わかりました」と呼ぶ〕

付託になったある内容をしっかり読んでください。

○2番（蜷川勝彦君） 承知いたしました。質問を訂正いたします。

12名の根拠、それは12名という主張があったという、そういう根拠だけのように、今受け取られましたので、もう一度、その根拠について、なぜ12名なのか、2名ずつ減らしてきたから12名なのか、その辺ちょっとわかりませんので教えてください。

〔6番湊谷幸三君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 2番の蜷川議員もよく御存じかと思いますが、3月議会に私が12名とすべしという発議をいたしまして、その発議の結果、特別委員会を設置して12名についての議論をされて、その結果、可決すべきものとして委員長報告がなされたと、こういう経緯でして、もう質疑は終わってあるんですわ。12名にするという私に対する質疑は2人ぐらいおったと思いますが、質疑が終わった後に付託になったわけで、まあ言えば、もう終わったことなんですわ。それを今委員長にお聞きするということはですね、議長、適當ではないと思いますが、いかがですか。

○議長（森本昇夫君） 2番議員に申し上げます。今の議事進行のとおりでありまして、質疑については御注意いただきたい、かように思います。

2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） どうも失礼いたしました。性格がちょっとしつこいほうなもので、申しわけありません。

それでは、先ほどの私の質問に先にお答えください。訂正ということでございますので、訂正させていただきますけれども、先ほどの質問、問題ない部分についての質問についてやってください。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） ちょっと待ってください。質疑中ですんで、ちょっと待ってください。

もう一遍お願いします。

○2番（蜷川勝彦君） 私の質疑のうちの問題のない部分についての御回答をお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○議員定数に関する特別委員長（山縣弘明君） 問題のない部分というと、アンケートの対象という点で理解すればよろしいでしょうか。

〔2番蜷川勝彦君「はい」と呼ぶ〕

先ほど2番議員からお話のありました庶民や町民の意向が拾えないのではないかというふうな趣旨でございましたが、委員会の中でも御意見としてございました。

まず、55人の区長さんがおられるじゃないかと、区長さんというのは言うまでもありませんで、その地域の方々の代表として担当地域とのパイプ役、窓口となっていておられます。例えば、自主防災活動であるとか、道路の舗装であるとか、側溝の問題であるとか、いろいろな要望活動、人権問題等のコミュニケーションを地域住民の方々と常に図りながら対応していただいております。そういった方々の御意見を聞くのは適切であろうと。

なお、無作為によってアンケート調査を実施したということが過去にもございました。今回はそうではなく、対象を特定としたアンケート調査を実施いたしました。そうすることによって、各地域を満遍なく、各地域で活動されている方々、お住まいの方々の意見を聞くことができるのではないかと、あるいは年齢によっても子供をお持ちの方々、先ほども申し上げましたとおり小学校や幼稚園、保育所の保護者会、育友会で代表をされている方々の意見をぜひ聞きたいというのが委員会の趣旨でありました。そういう日ごろから各会員、各地区住民の方々の意見を聞きやすい立場におられる方の御意見を聞くことが委員会としては適切ではなかったかと、適切であつたらうということは委員会としての意見でありました。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番引地君。

○10番（引地稔治君） 1点だけお伺いいたします。

このアンケートの問い方なんですけど、このアンケートをとったときに、議員定数は14名のままがよい、議員定数は14名より減らすほうがよいと。これは行財政改革を目的で出されたら、定数問題も出されたらと思うんですけど、その中に、もう一点の問い方で、議員定数はそのまま報酬を下げるべきであるとか、そういうアンケートのとり方は、委員会の中で出てこなかったんですか。お聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○議員定数に関する特別委員長（山縣弘明君） ただいまの引地議員からの御質問にお答えいたします。

先ほど委員長報告で申し上げましたとおり、当委員会は議員定数に関する特別委員会として設置されてあるものであります。我々に報酬を調査、審査する権限は与えられておりませんので、アンケート調査には盛り込まれませんでした。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 少し委員長報告、聞き漏らしたかもわからないので、委員長報告の中にあつたら濟いませぬ。

これ委員会のアンケートなんですけど、これどうですか、このあらあら見てみると、51歳以上から80歳までの方がほとんど7割弱ぐらいになるんですか。これ回答された比率やと思うんですけど、総比率でアンケート対象の年齢対象と、その当町の年齢構成の構成比率との差っていうんですかね、この辺、少し委員長にお伺いいたします。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○議員定数に関する特別委員長（山縣弘明君） お答えいたします。

ただいま東議員がおっしゃったとおり、年齢構成を見ておきますと、61歳から70歳までの年齢枠のところが多多く集中しております。これは、先ほど申し上げましたとおり、アンケー



トの対象が各区、各組織の代表をされてる方々がそういう年齢に達してらっしゃる方々が大勢を占めておるからということだと推察されます。

なお、当町の人口の年齢別の構成比については、申しわけございません、私は把握をしておりませんので、もし差し支えなければ当局の方々から御説明を賜れば簡要であります。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 濟いません、あと、先ほどの質問の中に、僕も質問の仕方が悪かったと思うんですけど、送付先の年齢構成もあわせて教えていただいたら。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○議員定数に関する特別委員長（山縣弘明君） あくまでもアンケートの調査対象とした方々は、何回も申し上げて恐縮ですが、各地域、各組織などで日ごろから御自身の周りの方々の御意見を一番集約されている方々と理解して対象として選ばせていただいております。年齢を求めてのアンケート調査では、今回ありませんでしたので、年齢の調査を事前にした上でアンケートを実施したものではありません。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 先ほどの説明の中に、区長さん、消防団長さん、保護者会長さんとか、それは行政にかかわることが多い人やと思うんですけど、町民に向けてのアンケートっていうような感じでは、ちょっと偏っているのではないかなあと思うんで、どうしても無作為にアンケートをしてほしかったんですけど、まあそれは委員会の中の決でそういう形にとられたと思うんですけど、余りにもこの見ている中では、町民の構成比率に比べたら全然変わってきているなあと思うんで、アンケートの結果については余り、私的にはこれは確かではないのかなと思います。その点、ちょっと委員会の中での、その年齢構成比率に向けてのアンケートの出し方を委員会の中で話されたことはないのか、ちょっと委員長、お願いします。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○議員定数に関する特別委員長（山縣弘明君） これも先ほど申し上げましたとおり、委員会の中では、年齢を対象としたアンケート調査の御意見はございませんでした。

なお、先ほどもこれ報告申し上げましたとおり、無作為に1,000人程度とすべきという御意見もございました。これについては、回答の精度であるとか回収率、予算のことなどを考慮してのものであります。対象は町内各地域や団体において責任ある立場の方々とするべきであると。

それと、もう一つ目の理由が、傾向として件数がふえても結果は類似するということから、今回の対象をこのようにした次第であります。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時12分 休憩

10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

次に、少数意見報告に対する質疑を行います。

少数意見に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 少数意見報告に対する質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、少数意見報告に対する質疑を終結します。

討論を行います。

委員会報告に対して反対の討論はありませんか。

1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 私は定数削減に反対します。

昨今の地方分権の流れの中で、全国各地の市町村では議員のボランティア化を進め、報酬を削減してでも定数を守り、より直接民主制への転換を模索しています。夜間議会や休日議会など、ボランティアでできる議会運営を試みているのであります。

定数削減賛成者の御意見には、議員数を減らして議員の資質を高めると言われますが、果たして定数を、議員数を減らしたからといってそうなるのか、甚だ疑問であります。

また一方、町長が給与を30%カットしたから議員数を減らすとも言われております。それなら、議員みずから身を削る報酬の見直し、賞与のカットをしようと言わないのか。私は町民の方々に定数削減案と定数維持報酬、賞与のカット案を示した場合、定数を維持し、賞与、報酬、それを見直す案が多数の町民の方々に支持されると確信します。

地方自治は、直接民主制をベースに考案されていることから一定の議員数は必要であります。本町が緊急に取り組まなければならない、間近に迫る新病院の建設、クリーンセンターの移転、グリーンピア跡地問題、重大な事業が山積しています。そうした場合、議会を中心主義の議会運営を考えなければなりません。議員削減は、議会機能そのものの低下につながりかねません。地方自治は二元代表制を基盤とし、首長と議会は一定の緊張関係に成り立つべきものであり、また、削減は提案議案がすべて可決、質疑質問も全くといってなく、ある意味でのなれ合い議会不要論にもつながると考えます。

議員削減は、議員の能力、政策などに関係なく選挙に強い人材が出て、能力、政策ある人材が出にくくなり、議会が各界各層の議員構成にならず、一部の層の議員によって占められ、議会の機能が果たされなくなるおそれがあります。

先ほど資料を示されました県下市町村現状一覧表、資料1です。その県下の類似市町村と比較した場合、本当に本町の定員14名が多いのでありましょうか。ほとんどのうちと類似したところは14名から16名が多いのであります。

隣の町の太地町におきましては、面積、人口数とも、本町の約5分の1であり、そうであり

ながら議員数は10名。ちなみに、本町の法定議員数は22名であります。各議員の皆さん、機動的な議会運営の実現のため、また町民の目線に立った正しい判断をお願いいたします。

私は、定数現行の14名とし、議員数の削減は行うべきでないとし、私の定数削減反対の討論とさせていただきます。

○議長（森本昇夫君） 次に、委員会報告に対して賛成の討論はありますか。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 委員長の報告にありましたように、さまざまな資料に基づきまして調査、審査を進めてまいりました。また、視察にも行ってまいりました。委員会も11回を数えております。

近隣の自治体では、新宮市は19人から17人へ、串本は18人から15人へ、また上富田町は18人から12人へと削減に努力されております。

他の自治体はそれといたしまして、本町の現状を考えますと、12人に削減いたしましても支障が出るとは考えられません。まず町の意味や、あるいは政策の最終決定について重要なことは議員の数そのものではありませんで、やはり一人一人の資質が問題であります。問われるところであります。

次に、議会の組織として、常任委員会の構成につきましては、現状の7人から6人に減りましても少数意見の留保等の機能は確保されまして妨げにはなりません。そして、議員が少なくなると、町内のカバーが難しいとか、あるいはまた民意を酌み上げることも困難とも言われますが、14人の中で2人減らすということは、わずか14%でございます。それぞれ勉強してチューンアップして15%を頑張っていたいただければそれで済むことでございます。

ちなみに、昭和35年の太田村、下里町が編入になったころには面積は184平方キロ余りと、変わりませんが、この間、議員は30人から14人へと半分以上減っております。また、私が議員になりましてからも24人から14人へと10人減っておりますが、何らオーバーヒートをせず、今の議員活動は当然と受けとめてやってまいりました。また、先ほどの世論調査でも、削減につきましては約53%の人が賛同されまして、世論にも支持されております。

そういったことで、私は今委員長の報告のとおり賛成するものでございます。

○議長（森本昇夫君） 反対の討論はありますか。

2番蜷川君。反対ですか。

○2番（蜷川勝彦君） 反対です。反対討論をさせていただきます。

ことしの11月に議長、副議長、委員会委員長の研修会がありました。そこで、講師の中尾さんは、議員の定数削減について危惧の思いを表明されておられました。

議会は、民意、町民の意向というものが正しく反映されるものでなければならぬと私は考えております。新宮市の姉妹都市でサンタクルーズ市というのがあるんですけども、その議員は6名です。ですけれども、アメリカの都市では住民投票条例というのを常設して、大事な案件については住民投票が行われております。その議員の数が少ないというのを補完する制度があります。今回、14名から12名に減らして、この減らした分を補完する制度とし

て常設の住民投票条例をつくるというようなことは考えておられません。そうした場合、町民の民意、民意というものが正しく町議会に反映されるかどうか、それを私は危惧するものであります。

議員数の削減の理由として、1番議員も申されておりましたが、財政問題があるということですが、これはほかの方法によっても削減することは可能ではないかというふうを考えております。また、12人でなければならぬという根拠は、私は薄弱と考えます。

以上の理由によりまして、私はこの議員定数を14名から12名に削減することに反対いたしません。皆様方の御賛同を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 賛成の討論はありませんか。

3番中岩君。賛成ですか。

○3番（中岩和子君） はい、賛成です。

それでは、私は賛成討論をさせていただきます。

先ほど9番議員の言われたことと重なることがございますんですけど、私は各区長さんや消防団の団長、分団長、小・中学校の育友会長、保育所、保育園の保護者会長さんなど、27の各種団体の長の方に、114名の方々にアンケートを実施したところ、14名より減らしたほうがよいと言われている方が52.9%、それと、その他を入れますと53%、定数14のままがよいと言われる方が35.3%、その他9.4%、無回答が2.4%という結果が出ております。52.9%の定数を減らしたほうがよいという回答には、私は大変重たいものがあると思います。

なお、委員会では上富田町に視察に行っていました。上富田町では18名から12名に削減されておりましたが、かえって各議員一人一人が頑張らなくてはという意識が高まり、また議員発議や一般質問の件数等においても削減前とは何ら変わらず、何の影響もないということでした。

本町におきましても、以前定数削減を行っておりますが、委員会運営等におきましても何ら問題はなかったようでございます。行財政改革を進める上でも、ぜひ私は12名に定数削減をすべきだと思いますので、この議案に賛成をいたします。

○議長（森本昇夫君） 反対討論ありませんか。

12番東君。反対ですね。

○12番（東 信介君） 反対です。委員会の表決について私は反対したいと思います。

これ、委員会の表決の中には、このアンケートの集計結果が出されている、加味された結果だと思うんです。先ほどの議員さんも触れられたと思いますが、このアンケートの、本当に行政に近い方が多いと言われてましたが、先ほど計算したら、20歳から50歳までと、50歳以上の方、これ年齢不明っていう方を抜いて構成比率を見ますと、50歳以上が84.5%、20歳以上50歳以下が15.4%なんです。これは比率的に見たら、当町の住民の構成比率からいうと、20歳から50歳までと50歳以上というのが大体、大体ですけど、3対2の割合で、50歳以下が2と、50歳以上が3。このアンケートの結果から、これが加味されて委員会報告というのは、私は納得いかないんで反対討論させていただきました。

○議長（森本昇夫君） 賛成討論ありませんか。

7番小谷君。

○7番（小谷一郎君） 賛成討論をさせていただきます。

那智勝浦町の住民の方々の8割が住民投票によって単独の道を選びました。しかしながら、本町にとりましては税金、いわゆる自主財源というものが増収は大変厳しいものがございませぬ。そして病院の新築問題、クリーンセンター、学校の耐震化、新築問題、役場を初め公共施設の耐震化など、財政問題が山積しております。我々議員も大変な危機感を持っているところでございます。

町三役の方々も報酬を削減しました。議員としても定数14人から12人、2人削減することは大変厳しい状況選択ではありますけれども、我々議員も身を削り行動を起こさなくてはなりません。議会費のほとんどが人件費であり、削減によって800万円近い議会費の削減になるかと思っております。

また、住民調査の結果、約53%、半分以上の方が14名より減らすほうがよいという結果であります。これはやはり民意であります。我々議員は選挙によって、民意によって議会に送っていただいております。これは一番重く受けとめなければいけないことではないでしょうか。

こういったことで、私は削減に賛成するものであります。

○議長（森本昇夫君） 反対の討論ありませんか。

5番田中君。

〔6番湊谷幸三君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私不勉強でまことに申しわけないと思いますが、少数意見の留保をした方でも反対討論できるんですか。

○議長（森本昇夫君） できます。

○5番（田中幸子君） 那智勝浦町議会の議員定数を定める条例の一部改正について反対討論を行います。

私は現在14名の議員から減らす必要はないと考えております。

委員会でもいろいろと討論されました。視察上の上富田の地域性から見ますと、那智勝浦町は幅広い地域でもあります。先ほど少数意見の報告で行われました提出者の曾根議員からも3点について地域性含めて、過去、議員の定数を減らした過去についても説明がありました。その面では、地域性にしては那智勝浦町は広いと思います。そして、議員定数は今までも減らしてきて、現在の14名ということで8名も減らしてきている事実があります。

議員としての知識を高めることは本当に大事なことで私も考えます。これからも知識向上のために頑張っていかなければならないということは大事だと思います。数多くの議員がおられるということで、皆さんの中へ入り、多くの皆さんの声や意見を聞かせていただく、幅広い、また活動ができるのではないかと思います。

このことから含めて、現在の14名の議員で私はいいいと思いますので、反対討論といたしま

す。

○議長（森本昇夫君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

〔9番橋本謙二君「動議」と呼ぶ〕

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 少数意見の留保もあるような重要な問題でございますので、この際、議会に対しても、また世論に対しましても責任を持つ意思の表決をしていただきたいと、こう思いますので、記名投票でお願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

〔12番東 信介君「動議」と呼ぶ〕

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 私は無記名投票でお願いしたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 両動議は成立しましたので、少し待ってください。

この採決については、9番橋本君ほか2人から記名投票にされたいとの要求と、12番東君ほか2名から無記名投票にされたいとの要求が同時にあります。したがって、いずれの方法によるかを会議規則第82条第2項の規定により無記名投票で採決をします。

これから発議第1号の採決を記名投票、無記名投票のいずれかの方法で行うかを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（森本昇夫君） ただいまの出席議員は議長を除き13人です。

次に、立会人の指名をいたします。

1番左近君、3番中岩君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） ちょっと待ってください、あとでちゃんと言います。

念のため申し上げます。記名投票に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願

ます。再度申し上げます。記名投票に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

わかりましたか。

〔「記名投票にやの」と呼ぶ者あり〕

わかりました。

〔「はい、賛成か反対かやな」と呼ぶ者あり〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

ありませんか、配付漏れ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（森本昇夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（森本昇夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

左近君及び中岩君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（森本昇夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

賛成 6票

反対 7票

以上のとおり反対が多数です。したがって、発議第1号の採決は無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（森本昇夫君） これから発議第1号について採決を行います。

この採決は無記名投票で行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（森本昇夫君） ただいまの出席議員は議長を除き13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番左近君、3番中岩君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（森本昇夫君） 念のため申し上げます。本件に対する委員長の報告は可決です。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

再度申し上げます。本件に対する委員長の報告は可決です。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔12番東 信介君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（森本昇夫君） はい。

○12番（東 信介君） 濟いません。もう一度確認したいんですけど、これ12、定数12の場合ということは、委員会の報告の表決というのは12ということで、12に賛成の人は「賛成」と書き、実際、14の場合は「反対」と書けばよろしいんですか。

○議長（森本昇夫君） 先ほどから再三申し上げますように、委員長の報告は12名で可決されてあるわけです。ですから、それに賛成の方は「賛成」と、以外の方は「反対」で、14名の方は「反対」で結構なんです。わかりました。よろしいですか。

〔12番東 信介君「わかりました」と呼ぶ〕

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（森本昇夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（森本昇夫君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。



開票を行います。

1 番左近君、3 番中岩君、開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○議長（森本昇夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

賛成 7票

反対 6票

以上のおり賛成が多数です。したがって、発議第1号は可決されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（森本昇夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時14分 休憩

13時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 陳情受理番号22年7 南紀ひまわり作業所の新築事業に伴う財政支援についての  
陳情（厚生常任委員会審査報告）

○議長（森本昇夫君） 日程第3、陳情受理番号22年7南紀ひまわり作業所の新築事業に伴う財政支援についての陳情（厚生常任委員会審査報告）を議題とします。

厚生常任委員長からお手元に配付のとおり陳情審査報告書が議長あてに提出されておりますので、局長から朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 朗読いたします。

お手元にお配りしております陳情審査報告書をごらんください。

[陳情受理番号22年7 報告書朗読]

○議長（森本昇夫君） 本件について委員長の報告を求めます。

3 番中岩君。

○厚生常任委員長（中岩和子君） それでは、陳情受理番号22年7南紀ひまわり作業所の新築事業に伴う財政支援についての陳情について委員会での審査の経過と結果報告をいたします。

本議件は、平成22年12月8日、平成22年第4回定例会第1日に厚生常任委員会に付託されました。平成22年12月9日、委員会にて慎重審査を行いました。

本陳情要旨は、障害者の自立を目指し、無認可の小規模作業所運営から特定非営利活動法人ひまわり会として3障害者へのサービス提供をするための施設整備の新築事業であります。新築事業推進のためには多額の建築資金が必要であります。一方、国庫補助金につきましては、既存建物の解体撤去工事費、外構附帯工事費につきましては補助対象外となっておりますので、事業の推進実現のため財政支援のお願いをしたいとのことでございます。

委員からは、町の建物であるから町が解体すべきではないか、また法人化することによって町負担が21年度のベースで600万円ほど少なくなるんだからよいのではないかと御意見がございました。

その後、採決を行いました結果、全会一致で採択すべきと決しました。議員の皆様方には、御理解をいただきまして御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（森本昇夫君） 委員長に対して質疑を許可します。

10番引地君。

○10番（引地稔治君） 済いません、1点だけお伺いします。

この既存の建物ですね、もう48年ということで、初めにこの建物の賃貸契約を町当局側と交わすときに、もう建物が古いということで解体、行く行くは解体とかという、そういう長く建物がもたないだろうという予測もついたと思いますよ。そのときに、初め交わされた契約書の中にそういうことは全然うたわれてなかったんですか。お願いします。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○厚生常任委員長（中岩和子君） その点についてお答えをします。

実は、その点については町のほうとはそういう契約が何もないということございまして、わからない状況でございます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番田中君。

○13番（田中 植君） 私も1点だけお聞きします。

これは新宮市からの支援というのはいないんですか。経営なさっている方、新宮の議員さんやないかというふうに私認識しておるんですけど、そのあたりも私ちょっとね、この問題の日に身勝手ながらちょっと欠席させてもらったもので、一度聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○厚生常任委員長（中岩和子君） 先ほど経営が新宮市の方ではないかという質問でございましたけど、これ特定非営利活動法人南紀ひまわり会のほうは、住所は宇久井の中芝241番地8になっております。理事長として屋敷さんという方がなっておられます。

これは、この会は障害者のあそこへ行ってる方々の父兄の方で運営されておまして、今まで無認可でやっておられました。このたび法人化するということでの作業所の新築事業ということでございます。ですから、これは個人がやってるのではないと認識をしております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情受理番号22年7について採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 陳情受理番号22年11 T P P交渉に関する意見書の提出についての陳情（経済 常任委員会審査報告）

○議長（森本昇夫君） 日程第4、陳情受理番号22年11 T P P交渉に関する意見書の提出についての陳情（経済常任委員会審査報告）を議題とします。

経済常任委員長からお手元に配付のとおり陳情報告書が議長あてに提出されておりますので、局長から朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 朗読いたします。

〔陳情受理番号22年11報告書朗読〕

○議長（森本昇夫君） 本件について委員長の報告を求めます。

14番山縣君。

○経済常任委員長（山縣弘明君） 陳情受理番号22年11 T P P交渉に関する意見書の提出についての御報告を申し上げます。

この議件は、12月8日に開かれた議会で当委員会に付託されたものです。

当委員会といたしましては、この議件を適切かつ速やかに取り扱うため、陳情書を提出されましたみくまの農業協同組合より総合企画部の間所部長と野生課長を参考人としてお迎えし、御説明を伺った上で活発な質疑応答が交わされました。

説明によりますと、関税撤廃の例外を認めない完全自由化を目指すT P P（環太平洋経済連携協定）が、もし締結されれば、安価な外国産農産物が国内にはんらんし日本の農業は崩壊し

てしまう、食料自給率の改善は果たせない、また雇用が失われ地域社会は崩壊するなどの危惧があるとのことであります。これに対し、委員からは、自由化によって地域が受けるダメージは、はかり知れないなどとして陳情書の採択に次々と賛同されました。また、外国産農産物と対等に競争のできる力を持つことも必要、しかし国に所得補償制度などがない限り採択に賛成との意見もあり、最終的に全委員一致でこの意見書を内閣総理大臣に提出するものと決しました。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 委員長に対して質疑を許可します。

質疑ありませんか。

13番田中君。

○13番（田中 植君） 1点、お尋ねいたします。

このTPPというのは、環太平洋条約の機構の中での展開をなされると、この関税を撤廃して自由貿易をやるということらしいんですけど、これについて、今委員長報告されたようなことは確かに懸念されると思うんです。しかし、我が国だけ関税をかけてやるということについては、我々の輸出する商品についてはですね、品物については、このグループの中でやりとりをする中で、どうしても税というものがついてくると懸念されるという事態が発生するであろうと思うんです。

いろいろ新聞紙上、テレビなんかで見ると、日本の米は生産と消費については非常にアンバランスな状態になってると、生産量が高くなって消費する人間が少なくなってきてると、だからこういう米一つをとっても、輸出ということを真剣になって考えていかなければいけないという国内の問題、また、非常に日本の米というのは海外からおいしいということで重宝がられておると、こういうふうな状態にある。

いつきの状況によって判断していくのは、私は一つの考え方として、いかなもんかなあという思いがあるんです。いわゆる例えて言うたら、木を見て森を見ずというふうな、そういう考えはわからんことはないんですけどね、将来的にこの条約機構の中へ入れていただくということになれば、非常に難しい問題が発生するというとも言われております。

そういう中で、私この間、一般質問の中でも農業について少し触れかけたんですが、やはり地産地消という形じゃなくして、こういう機構に勝ち抜いていくというか、参加するためには、やはりこの地域で生産されたもんが海外へ自信を持って輸出できるような量とか質とか、そういうもんが将来的には、もうどうしても必要になってくると思うんです。そういう意味を含めて、委員会の中でこういう議論が全然なかったかどうか、それだけちょっとお尋ねします。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○経済常任委員長（山縣弘明君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、委員会の中で御意見としてございましたのが、外国産農産物と対等に競争のできる力をつけよう、競争力をつけていこうよという御意見がございました。その意見は非常に意義のある御意見だというような御意見もございました。

その一方で、全国さまざまな市町村、あるいはJAグループだけじゃなくて消費者団体からも、このTPPの交渉に関しての反対の声が高まっているやに聞こえております。また、農林水産省の試算も御説明をいただいておりますので、そちらも皆さんに御披露させていただきますと、もし日本がTPPに参加すれば、国内の農業生産は、ほぼ半分の4兆1,000億円にまで減少しますと、関連産業も含めた打撃は8兆円近くになると、問題となります食料自給率も40%から14%までに落ち込むと、これは農水省の試算であります。

ということでありまして、議員御指摘の海外への輸出ということについてでございますが、委員会の中ではその意見が出るのではなく、競争力をつけていこうという御意見はございました。あわせて、自由化に対する懸念の声というのが今回のJAさんの御説明、そして、それを受けての各議員さんからの御意見で大勢を占めておりました。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情受理番号22年11について採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 陳情受理番号22年8 冷凍冷蔵施設新設にかかる陳情（那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会陳情継続審査要求）

○議長（森本昇夫君） 日程第5、陳情受理番号22年8冷凍冷蔵施設新設にかかる陳情（那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会陳情継続審査要求）を議題とします。

那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員長からお手元に配付のとおり陳情継続審査要求書が議長あてに届いております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続審査とすることに決定いたしました。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時51分 休憩

15時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

-----

-----

-----

-----

-----

-----

----

-----

-----

-----

-----

-----

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 常任委員会報告**

○議長（森本昇夫君） 日程第6、常任委員会報告を行います。

総務常任委員長より報告を求めます。

7番小谷君。

○総務常任委員長（小谷一郎君） それでは、総務常任委員会報告を行います。

12月9日、委員会を開会いたしました。出席者は全委員。

所管事務調査、人権教育施策について。福祉課より課長、副課長の出席で、人権同和教育の諸行事について報告がありました。

11月1日に町内5カ所で街頭啓発を行い、参加人数は57名であります。11月1日、10日、20日に啓発放送。11月5日に人権作文ポスター、標語の特選等を掲載した月刊広報の特集号を各戸に配布しております。23年1月28日に人権啓発講演会を体文で行う予定であります。事業所人権研修として、新たに町立温泉病院の全職種向けに3回行い、全体で13団体を予定しております。

委員からは、街頭啓発の時間の設定についての質疑がありました。

所管事務調査、町有財産管理について。総務課より課長、副課長、主幹の出席で、勝浦幼稚園の解体工事について説明を受けました。

請負金額は500万円、工期は22年11月1日から12月20日まで。現在木造部分については解体が終わり、モルタル部分を解体中であります。

委員からは、与根河池の所有権に関する地元区との今後の協議のスケジュールを明確にするようにという質疑がありました。

所管事務調査、消防体制及び施策について。消防より消防長、署長、課長、副署長の出席で、資料をいただき救急と火災の発生状況について説明を受けました。

平成22年11月30日現在の出動件数は619件、搬送人員は605名。出動種別では、急病が393件、一般負傷が107件、交通が54件、転送搬送が47件、その他が18件です。ヘリコプターによる搬送は、防災ヘリが1件、ドクターヘリが8件です。火災については4月以降6件、全焼1件、部分焼2件、ぼやが1件、林野火災1件、その他火災1件。

今年度予算で色川分団に普通積載車が配備されます。

所管事務調査、学校管理について。教育委員会より教育長、次長、主査、主任の出席で、資料をもって説明を受けました。

平成22年12月1日現在の生徒数は、小学校8校で793名、中学校4校で446名です。

今年度予算での工事関係については、勝浦小学校解体工事は11月末に完了しております。また、グラウンド、遊具整備も行っております。遊具のほうは262万円です。宇久井小学校グラウンドにスプリンクラー8基を設置しております。下里中学校フェンス改修工事は387万円をかけ、2月26日までの工期で整備をしております。

新年度、23年度予算による工事関係については、那智中学校校舎新築工事関係があります。教室校舎は40年以上を経過し、2次耐震診断の結果はまだ出ておりませんが、恐らく危険校舎として建てかえが必要であろう、職員室等の管理棟も耐震工事が必要であろうという判断のもとで、新築工事執行計画表を作成しております。それによれば、平成23年度でプレハブ教室の設計と管理棟の耐震設計監理を行い、入札の後、プレハブ校舎の工事と管理棟の耐震工事を実施、24年度は教室部分の解体工事、解体設計監理、25年度に向けての新校舎設計を実施する。24年度に入札を行い、25年度当初より工事にかかります。概算ですが、プレハブリース料を含み7億円近い新築工事費用がかかります。

生涯学習について。22年度人権同和教育地区別懇談会は、10月4日から11月12日まで21会場で実施、参加者は588名。12月4日、5日に第46回町展開催、入場者は2日間で5,375名でした。

22年度全国学力テストの結果について。小学校では152名が受験し、国語A、算数Aは全国平均並み、国語Bが全国平均よりかなり劣っております。これはある一定の問題を与えられて、それをまとめるとか、一定字数にまとめるという問題です。逆に、算数Bは全国平均よりかなりよいです。中学校については164名が受験し、国語A、国語B、数学Aは、ほぼ全国並

み、数学Bは全国平均より少し悪い。これに対応するために、まず各学校で成績を十分分析し授業改善に取り組んでおります。各学校の教務主任、研究主任の研修会を開催して各学校の取り組みを情報公開しております。特に取り組みの進んでいる学校を推進校にし、他の学校との情報交換を密に行っております。

税務課より課長、副課長の出席で、和歌山県地方税回収機構への移管状況について報告を受けました。

平成22年度における移管件数は納税義務者数で25名、合計税額、本税で3,180万9,804円を移管しております。平成22年11月末現在で移管している納税義務者25名の滞納整理状況につきましては、完納した者が1名、一部納付が13名、差し押さえにつきましては、不動産の差し押さえが8件、預貯金の差し押さえ15件、生命保険の差し押さえが2件、現金の差し押さえ2件。回収機構が徴収した徴収金、直接効果については562万8,377円となっております。また、回収機構への移管の前に75名の者に対して最終移管書を送付したことによる納付額、つまり間接効果による納付額が1,331万5,000円で、合計では1,894万3,377円の効果があったと考えられます。

以上をもちまして、所管事務調査につきましては次の議会まで継続調査にすることに決定いたしました。

これで総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（森本昇夫君） 次に、厚生常任委員長より報告を求めます。

3番中岩君。

○厚生常任委員長（中岩和子君） それでは、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成22年10月15日、出席者、全委員と担当課、町長。

議件、所管事務調査、環境衛生施設の実態について。

開会后、休憩中、ふだらく霊園を現場視察を行いました。その後、ふだらく霊園について説明を受けました。町長の善意の寄附で熊野古道とのかかわりもあり、受けた旨の報告もありましたが、委員からは、今後管理面や経費、宗教的にも問題があるのではないか、熊野古道とは関係がないのではないか等の御意見がありました。

次に、28年3月末に期限協定となっておりますクリーンセンターについて。

9月末と10月初めに、本町、太地町、新宮市と事務レベルで2回、話し合いを持ち、新宮周辺ごみ処理協議会に報告をしました。今後も必要に応じて会議を行っていくとのことです。

町長からは、候補地について今後早急に地元説明会を進めていくとの報告をいただきました。

所管事務調査、福祉施設の実態について。

平成22年9月27日付で特定非営利活動法人ひまわり会より、南紀ひまわり作業所の新築事業に伴う財政支援についての陳情書が出ており、その報告を受けました。

次に、南紀園について。

施設の改築については、南紀園改築設計業務技術提案書評価委員会設置要綱及び委員名簿に



ついて、9月16日、施設改築委員会で承認され、工事には参加表明が5社あり、審議の結果、大阪市天王寺区上本町、株式会社山田総合設計がプロポーザル方式採用で決定いたしました。福祉課より報告を受けました。

平成22年12月9日、委員会。出席者、左近委員、蜷川委員、太田委員、山縣委員、曾根委員、担当課、町長、そして私が出席しております。

議件、所管事務調査、病院の経営状況及び診療体制について。

人事について、臨床検査技師1名、10月1日に臨時採用、11月1日正採用1名で4名体制となっております。看護師については3名採用されました。2名は内定となっております。医師派遣につきましては、和医大板倉学長にお願いをしている、また医師確保対策として、医師海外支援制度を設けたいとのこと。医師海外支援制度とは、海外へ研究員として行く医師の年金、社会保障がありません。その分を町立病院で支援し、帰国後一定期間、町立病院で勤務をしていただく制度であります。

次に、経営状況については、透析内科がマイナスとなり、リハビリテーション科は大きくプラスとなっていると報告を受けました。また、インドネシア・日本経済連携協定に基づき、インドネシアから2年以上の経験のある看護師が看護補助として2名見えておられます。今後日本の看護師資格を取る予定となっており、資格取得後は当病院で勤務をしていただく予定であります。病院事務長から報告を受けました。また、町長は医師の確保につきましては今後も努力をしていくとの話がございました。

所管事務調査、環境衛生施設の実態について。

新クリーンセンターについて新宮周辺ごみ処理協議会に事務レベルの報告をしました。11月12日には、市屋区役員に説明、現状報告をいたしました。12月9日、三川協議会に説明。今後は各種団体への説明を行っていく予定であります。

委員からは、新宮市の状況も調査するようという意見がございました。

次に、ふだらく霊園について。

12月6日、ふだらく霊園会長と弁護士が町長と話し合いを持たれております。町としては、現所有者の了解をいただくほか、経費、運営面でも検討していくと報告を受けました。

委員からは、委員会では、ふだらく霊園を町有とするにはメリット、デメリットがある中、デメリットのほうが多いのではないかとの意見が大勢です。

し尿処理場については、現施設の起債が今年度償還するので旧施設解体をする予定であります。関連地域、漁会等に同意書をもらうよう進めていると住民課より報告を受けました。

所管事務調査、福祉施設の実態について。

南紀園については、11月29日、プロポーザル方式による業者が組合議会にて議決されております。今後基本詳細設計等のレイアウトや負担金及び多床室の問題等、施設改築委員会で相談しながら進めていきたいとのことであります。

陳情受理番号22年7南紀ひまわり作業所の新築事業に伴う財政支援についての陳情付託について審査を行いました。

所管事務調査、介護保険制度の状況について。

第4期介護保険事業計画における整備計画を推進してまいりましたが、整備のめどが立たない状況がありますので、長寿社会づくり委員会にて整備計画を変更したい旨の承認を得ております。今後は、地域密着型小規模特別養護老人ホーム1施設を12月下旬ごろに、前回同様に公募する予定となっておりますと福祉課より報告を受けました。

以上、所管事務調査、福祉施設の実態について、介護保険制度の状況について、環境衛生施設の実態について、病院の経営状況及び診療体制についてを次の議会まで継続審査とすることを決定いたしました。

これで厚生常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（森本昇夫君） 次に、経済常任委員長より報告を求めます。

14番山縣君。

○経済常任委員長（山縣弘明君） それでは、経済常任委員会報告をいたします。

出席者は、橋本、小谷、中岩、蜷川、東、曾根、山縣の7委員と担当の観光産業課です。

議件は、陳情受理番号22年11T P P交渉に関する意見書の提出と所管事務調査についてです。

まず、12月8日に開かれた議会で当委員会に付託されました陳情受理番号22年11につきましては、委員会審査の中で慎重審議され、関税撤廃の例外を認めない完全自由化を目指すT P Pが締結されれば、安価な外国産農産物が国内にはんらんし、自由化によって地域が受けるダメージは、はかり知れないなどとして採択されるとともに、委員会ではこの意見書を提出することと決しました。

次に、11月10日から12日までの3日間、大阪の富田林市寺内町と奈良の橿原市今井町、三重の伊勢市河崎地区を中心とした建設常任委員会との合同視察研修について御報告いたします。

まず、富田林市寺内町について、教育委員会と寺内町交流館より御説明をいただきました。

富田林市は、かつて紀伊の国、和歌山県へ続く街道の宿場町として栄えました。寺内町は平成9年に国から指定された大阪で唯一の重要伝統的建造物群保存地区の中心に位置し、文化庁の重要伝統的建造物群保存事業や、国土交通省の街なみ環境整備事業、修景施設助成事業の補助金を活用して町並み修理を実施、これまでに得た補助金は約6億8,000万円で、現在は毎年、年間2,000万円から3,000万円の補助をいただいているとのこと。

この歴史的な町並みや文化遺産の保存、継承運動に取り組まれているのが、市役所とも連携を図りながら、平成6年に発足した地元住民を中心に組織された寺内町をそだてる会。この会では、まちなかガイドや清掃活動、会報、音楽会、あんどんなど、さまざまな活動に取り組まれており、今では寺内町の過半数に当たる263世帯が会員になっているとのことでした。

また、寺内町を訪れる旅行者への情報発信や休憩所、そして住民との交流の場として市が約2億円の事業費をかけて平成18年に建設した「じないまち交流館」を、現在この寺内町をまもりそだてる会が指定管理者となって運営されているとのことでした。このほか、空き家、空き店舗を紹介、情報提供をするLLPまちかつ（有限責任事業組合富田林町屋利活用促進機構）

や、寺内町をまもりそだてる会など、地域住民、地元住民によって組織されたさまざまなまちづくり団体があり、これらの団体に商店会や銀行、観光協会なども加わり、富田林駅南地区まちづくり協議会が組織され、駅前整備や集客イベント、情報発信などの活動に取り組まれているとのことでした。

このように、寺内町では町並みや文化遺産の保存継承運動を地域住民が中心となって事業者や教育委員会、行政と一緒に話し合い、ともに行動する協働のまちづくりに取り組まれています。

次に、橿原市今井町について、教育委員会と都市計画課より御説明をいただきました。

今井町は、平成5年に重要伝統的建造物群保存地区に指定され、伝統的様式の町屋を修理して見学施設や地域住民の活動拠点を整備したり、道路の美化化や電線の地中化、公園、防災施設の整備など計画的に街なみ環境整備事業を実施、地区内には504棟もの伝統的建造物があり、平成21年3月までに修理、修景にかかった総事業費は44億2,849万円、そのうち10億3,549万円が国と市と県からの補助とのことでした。

また、今井町の町並みを保存整備する民間との連携も積極的に展開されており、その中でも、特にNPO今井まちなみ再生ネットワークでは、国や県の補助金をみずから探しては活用して、空き家の利活用を通じた地域の活性化に取り組まれており、空き家バンクや体験型宿泊施設、情報誌の発行を実践されているとのことでした。ちなみに、空き家バンクによってこれまでに成立した賃貸は15軒とのこと、ここでもやはり地域の方々が主体となったまちづくりが積極的に進められ、教育委員会もそれに協働しながら街なみ環境整備や地域の活性化に取り組まれていました。

続きまして、伊勢市河崎地区について、伊勢河崎まちづくり衆より御説明いただきました。

河崎地区は、江戸時代には伊勢の台所として栄えた町でした。昭和49年に集中豪雨によって川がはんらん、その災害復旧の際に、外部の方々から町並みのすばらしい景観を指摘されたことから、それまでは町並み景観への認識が全くなかった住民の中で町並み保存運動が動き出し、そこから住民と行政と専門家との協働によるまちづくりへとつながっていったとのことでした。

地元では、伊勢河崎の歴史と文化を守り育てる会など、既存のまちづくり団体がともに活動する組織としてNPO法人伊勢河崎まちづくり衆が設立され、地元の歴史や文化を生かしたまちづくりを展開、この取り組みに沿って、伊勢市は7棟の蔵と土地600坪を購入し修復再生、伊勢市が設置者で、伊勢河崎まちづくり衆が管理運営を行う公設民営という仕組みで、住民主体のまちづくりの活動拠点として伊勢河崎商人館を開館、伊勢と河崎の歴史文化を展示した河崎まちなみ館や、かわいい小物や日常雑貨、食品などの販売、展示スペースとして1坪1万5,000円程度で貸し出す河崎商人館などがあり、観光客と住民との交流の場として活用されています。

このように大阪府富田林の寺内町、奈良県橿原市の今井町、そして三重県伊勢市の河崎地区と、この成功事例のいずれもが地元住民が主体となったまちづくりで、これに行政や教育委員

会、事業者や専門家らと一緒に官民産学が協働で地域の再生や活性化、観光振興に取り組まれていました。

地域に住み生活する住民は、行政に対し不平や不満をただ言うだけでなく、商店会や観光協会など、さまざまな組織、団体とも積極的に話し合い、連携連動しながらまちづくりの主役として何年もかけてコツコツと行動し続けることが大切であると学ぶことのできた3日間でした。

次に、12月9日に開かれた委員会について御報告いたします。

まず、商工業の振興について。

セーフティーネット保証制度の証明件数は現在78件とのこと。毎年恒例となった商工祭、南の国の雪まつり、今回は平成23年2月20日に開かれるとのことなどの報告がありました。

観光振興及び施設整備について。

観光動態に関して、南紀勝浦旅館組合の報告による1月から10月までの宿泊人員は、昨年が51万5,842人だったのに対し、ことしは50万3,784人で、マイナス1万2,058人、率にしてマイナス2.3%とのこと。

観光に関する取り組みについては、町内の卓球愛好家との官民産協働によって、卓球合宿や大会の誘致に成功しているとのこと。9月28日に出雲市で開かれた全国神社総代会大会で観光PRを実施したとのこと。11月11日から12日に開催された県観光連盟、きのくに信金、新宮信金の主催による年金旅行誘致セミナーに際し観光案内などの協力を行ったとのこと。JR西日本とのタイアップ企画、那智参詣道ウォークを実施し112名が参加とのこと。体育文化会館イルミネーション点灯式が12月14日の午後5時から実施とのことなどの報告がありました。

委員からは、観光誘客事業として、来年3月12日と13日に和歌山市内で開かれる裏千家の全国大会での観光PRについて、地元出身のスポーツ選手との連携について、観光PRの一環として地元の名所などを写真として一般公募し、それを素材として町の広報紙に張りつけ、名刺やはがきなどで地元の皆さんに使っていただけるようにする、住民みんながセールスマンという企画などの提案がありました。

農林水産業の振興について。

農林業について。

農業生産が不利な地域に対して支払われる中山間地域等直接支払事業について、南平野、小阪、口色川、大野、田垣内地区に加え、新たに熊瀬川、高津気地区を追加するとのこと。来年5月に田辺市で開催される全国植樹祭に関連し、当町では1月に植樹場所の堆肥整地やシカの防護さくを設置、2月18日には町の植樹祭を開催するとのこと。11月18日、機械化林業推進事業の様子を議会が現地視察したとの件。11月14日、那智高原公園秋まつりが開催されたとのこと、那智駅交流センター農産物直売所が移設され、1月10日にオープン予定とのことなどが報告されました。

水産業について。

ことし4月からことし11月までの水揚げ実績は、鮮魚が5,962トン、金額が33億3,661万円で

隻数は788隻、昨年度同期比ではマイナス140トン、金額にしてマイナス3,371万円、隻数はプラス36隻。沿岸分を合わせた水揚げ金額は34億4,618万円で、昨年同期よりマイナス5,945万円。好調だった9月までから一転し、10月、11月の水揚げ数量が、昨対マイナス47%と激減した。この要因として考えられるのは巻き網漁法による乱獲とのこと。11月6日にいせえび祭りを開催、来場者数は約4,000人。伊勢エビの即売は約300キロとのこと。那智漁港岸壁工事については、本年度の施工延長は39.5メートルとのこと。県栽培漁業センター解体撤去工事は、この12月1日から来年の3月23日の間とのこと。

勝浦漁協冷蔵庫の老朽化問題の件で町と漁協、魚商が大阪港物流センターと氷見漁業協同組合を視察してきたとのこと。冷凍製氷の処理能力については、凍結が1日40トン、製氷も1日40トン、保管庫が2,000トン、貯氷庫150トンとのこと。これについて委員からは、正確な資料と予測のもと、将来的に必要な能力をしっかりと予測、検討するようになどの意見がありました。

以上、商工業の振興について、観光振興及び施設整備について、農林水産業の振興についてを次の議会まで継続審査することと決しました。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 次に、建設常任委員長より報告を求めます。

10番引地君。

○建設常任副委員長（引地稔治君） それでは、建設常任委員会の報告を行います。

去る11月10日から12日にかけての経済及び建設常任委員会合同視察の詳細におきましては、経済常任委員会の委員長の御説明のとおりでございます。

建設委員会からつけ加えさせていただくとしますと、これからの本町の町並み景観を新たに考えるとなると、町なかの道路舗装にはカラー舗装など、いろいろな工法を考え、また建物の表面、外壁の改修工事における補助金制度など、審議の必要性を感じた次第であります。視察に関しては以上です。

平成22年12月9日、委員会を開催しました。出席者は左近委員、森本委員、田中幸子委員、太田委員、引地、田中植委員の6名と担当課でございます。

まず、水道課より、平成22年度工事の進捗状況について報告がありました。

上水道関係では、5件のうち3件が完成、残り2件、川関、浜ノ宮地内で、川関は県道改良に伴う布設がえ、そして浜ノ宮は国道改良に伴う布設がえ工事であり、進捗にあわせて施工中とのことです。

簡易水道関係では、老朽管更新工事3件は完成、宇久井簡易水道整備工事は土木工事、本体ステンレスタンク工事、配管工事、電気工事と、4工種に分け分離発注し、現在ステンレスタンク高さ6.5メートルのうち5メートルまで完成。本体完成後、国立公園区域であり、環境省の指示のもと、塗装工事を行うとのことです。進捗は70%とのことです。

次に、給水停止についてでございます。

未納額の解消及び利用者の公平性を保つため、水道法第15条第3項及び給水条例第36条第1

項の規定に基づき給水停止を実施。事務手順として督促、催告を送付し、納付または連絡のない者等を対象に給水停止予告通知を送って、無納付無連絡者を対象に給水停止を実施いたしました。給水停止実施日は11月、2回に分けてし、予告対象者41名、給水停止者22名、現在5名停止中とのことです。

次に、コンビニ収納については、料金システムの入れかえに伴い開始。開始年月日は平成23年10月を予定しているとの報告を受けました。

次に、建設課より、入札状況について報告がありました。12月現在において24件の入札を執行しております。10月14日、道の駅「なち」整備工事1件、これは総務課でございます。10月26日、建設課6件、観光産業課2件、11月16日、建設課4件、観光産業課3件、教育委員会1件、12月9日、建設課7件の入札を執行しております。建設課の関係は12月9日で終了しました。

次に、県道、国道の関係について説明いただき、国交省関係で那智勝浦新宮道路川関一市屋間では、用地買収、22年度5億円、23年度5億円の総額10億円で、22年度は天満、二河、橋ノ川地区、23年度は市屋、湯川地区であります。工事につきましては、Aランプ、Bランプの計画案について4地区、天満、川関、那智の郷、浜ノ宮地区役員及び区民への説明会を既に開催しました。市屋区については12月中に役員への説明の予定とのことです。

汐入橋につきましては、平成23年1月から3月で歩道橋の下部工事、これは既に入札済みで、上部工事につきましては4月以降を予定しているとのことです。

湯川歩道整備、国道42号湯川地区の歩道整備につきましては、ゆかし潟駐車場付近から桜ヶ丘団地に向かって約150メートルを予定していて、この工事につきましては、既に入札済みとのことです。

宇久井歩道整備工事につきましては、既に第1期工事は11月末で完了、12月から第2期工事が始まっています。工期は3月末、4月以降、歩道整備工事の予定。ただ、地権者1人の用地買収、物件補償は合意に達していません。国交省が引き続き交渉を継続しています。

県関係では、海岸堤防等老朽化対策事業で、御苑裏の工事は既に業者が決定し、12月中旬より着工の予定。全体計画は1,200メートルで、平成22年度、23年度で約600メートル施工いたします。

次に、勝浦港湯川線交通安全施設整備工事では歩道整備工事、全体600メートル。平成22年度、今現在されてる工事で300メートル施工、平成23年度残り300メートルの予定であります。

那智勝浦町古座川線道路改良工事につきましては、浜ノ宮から那智山方面へ順次工事を行っているとのことです。

以上で建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（森本昇夫君） 以上で常任委員会報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 総務常任委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（森本昇夫君） 日程第7、総務常任委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

総務常任委員長からお手元に配付のとおり、所管事務調査継続調査要求書が議長あてに届いております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 厚生常任委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（森本昇夫君） 日程第8、厚生常任委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

厚生常任委員長からお手元に配付のとおり、所管事務調査継続調査要求書が議長あてに届いております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 経済常任委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（森本昇夫君） 日程第9、経済常任委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

経済常任委員長からお手元に配付のとおり、所管事務調査継続調査要求書が議長あてに届いております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 建設常任委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（森本昇夫君） 日程第10、建設常任委員会所管事務調査継続調査要求を議題といたします。

建設常任委員長からお手元に配付のとおり、所管事務調査継続調査要求書が議長あてに届いております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 意見書第1号 TPP交渉参加反対に関する意見書（案）について

○議長（森本昇夫君） 日程第11、意見書第1号TPP交渉参加反対に関する意見書（案）についてを議題とします。

局長から意見書案を朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 朗読いたします。

[意見書第1号朗読]

○議長（森本昇夫君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 御説明申し上げます。

本日御説明させていただきますとおり、このTPP交渉に関する意見書につきましては、当委員会において付託され、陳情書を提出されましたみくまの農業協同組合さんより御説明をいただいた上で、慎重審議の上、この提出を了とするものと決しておるところでございます。

その理由といたしましては、雇用が失われる、地域社会が崩壊する、日本の農業が崩壊してしまう、食料自給率の改善を果たせないなどの理由がございました。

つきましては、以上のことを理由といたしましてこの提出をするものいたします。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 提出者に対して質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

意見書第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。



お諮りします。

ただいま議決されました意見書第1号について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、字句、条項、数字その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議員派遣について

○議長（森本昇夫君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、県町村議会議長会主催の研修会等に議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第4回那智勝浦町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時52分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 閉会に当たりまして一言あいさつ申し上げます。

平成22年第4回定例会を去る12月8日から本日17日まで10日間の会期をもって予定いたしましたが、日程どおり運営することができました。議員各位の熱心な質疑質問があり、まことにありがとうございました。それぞれの指摘いただきましたその趣旨を踏まえて、当局は新年度に向けて事業計画に盛り込んでいただく御検討を踏まえてやっていただくよう切望するわけで

あります。

ことは寺本町長のスタートの年であり、議員時代とは異にして、その責務は大変であろうと存じますが、町長の片腕として第1回定例会で植地副町長が本会議で同意をもって就任され、スタッフが勢ぞろいいたしましたので、町長は執行長として町幹部の力量を信じて町の総力を掲げて、それぞれの事業に当たって、確たる執行と決断をお願いいたします。

この年の世相を反映したことしの漢字に「暑」が選ばれました。日本漢字能力検定協会が発表されたこの夏の記録的な猛暑が主な理由であると掲載されております。なお、京都の清水寺の恒例の発表のセレモニーで、森清範貫主が大型の和紙に力強く揮毫されました。森貫主の言葉には、体調を崩す人もあり、暑さに苦慮した年だったと振り返っておられております。本当にこの夏は暑かったよね、しんどかったよなあというふうなニュースがあちこちで聞かされました。と言いながら、職員は暑さに耐え、当然とはいえ、業務に精励されたことを拝察いたします。

秋がなく、直ちに冬に入りました。不順な気候であります、年の瀬も迫り、これから厳寒とも言われます。どうかお体に気をつけて越年され、新しい新春を迎えられ、うさぎの年であります新年はさらに飛躍を期していただき、皆様の御健勝と、来年はよい年になりますよう祈念いたしまして、簡単でございますけれども、あいさついたします。ありがとうございます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 去る12月8日に開会しました第4回定例会におきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて慎重なる御審議を賜り、心より感謝申し上げます。そして、先ほど議長よりあいさつの中にありました私への激励の言葉を肝に銘じまして、来年度もしっかりと頑張っていきたいと思っております。

さて、おかげをもちまして、22年度補正予算案を初め関係案件を原案どおりそれぞれ御可決賜りましたことを心から厚くお礼申し上げます。

また、恒例の成人式並びに消防出初め式を新春早々に予定しております。既に御案内のことと存じますが、ぜひ御臨席を賜りますようお願い申し上げます。

町はすっかり冬の装いです。議員の皆様におかれましては何かと御多用の年末、どうか風邪などお引きにならないよう十二分に御自愛ください。

最後となりましたが、来るべき新春が皆様方にとりまして実り多い年でありますことを、そしてますます御盛栄で御活躍されますことを心からお祈り申し上げまして、本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
にここに署名します。

平成 年 月 日

那智勝浦町議会 議長 森 本 曩 夫

那智勝浦町議会副議長 蜷 川 勝 彦

会議録署名議員 田 中 幸 子

会議録署名議員 小 谷 一 郎